

固定価格買取制度（FIT）・FIP制度を利用しない 自家消費型 太陽光発電・蓄電設備設置補助

自家消費型とは太陽光発電量のうち個人は30%、中小企業等は50%以上使用することを指します
令和8年度“一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金”のご案内

1 申請期間 令和8年4月1日（水）～令和8年11月30日（月）
【厳守】施工・支払完了 令和9年2月28日（日）／当市への請求書締切 令和9年3月8日（月）

2 予算額 27,021千円 ※予算に達し次第終了となりますのでご了承ください

3 交付対象者

次の表のいずれかに該当する個人及び中小企業者等で、一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でないもの。

<p>個人</p> <p>※市の住民基本台帳に記録されている者</p>	<p>①自ら居住する市内の住宅又は当該住宅の敷地に再生可能エネルギー設備を設置すること。</p> <p>②市内または隣接する市町村（陸前高田市、奥州市、平泉町、住田町、気仙沼市、登米市、栗原市、東成瀬村。以下、「隣接市町」という。）に本店、支店、営業所等（以下「本店等」という。）を有する施工業者と再生可能エネルギー設備の設置に係る契約を締結すること。</p> <p>③市税を滞納していないこと</p>
<p>中小企業者等</p> <p>※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団法人・財団法人、医療法人、組合（生活協同組合、その他中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等）、人格のない社団等で、中小企業基本法第2条第1項各号の要件を満たす者です。</p>	<p>①市内にある事業所等又は当該事業所等の敷地に再生可能エネルギー設備を設置すること。</p> <p>②宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。</p> <p>③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。</p> <p>④市内または隣接市町村に、支店、営業所等（以下「本店等」という。）を有する施工業者と再生可能エネルギー設備の設置に係る契約を締結すること。</p> <p>⑤市税を滞納していないこと</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">＜PPA事業者※₁及びリース事業者※₂の場合＞</p> <p>上記②③⑤に加え、下記2点を満たすこと。</p> <p>⑥市内または隣接市町村に本店等を有するPPA事業者もしくはリース事業者であること。または、市内および隣接市町村以外に本店などを有するPPA事業者もしくはリース事業者で、市内に本店等を有する施工業者に再生可能エネルギー設備の設置について、その全部または一部を委託するものであること。</p> <p>⑦個人が居住する市内の住宅若しくは当該住宅の敷地又は中小企業者等が市内に有する事業所等若しくは当該事業所等の敷地に再生可能エネルギー設備を設置する者であって、当該個人又は当該中小企業者等とオンサイトPPA又はリース契約を締結した者であること。</p>

※1 需要家に対してオンサイトPPAにより電力を供給するサービスを提供する事業者。オンサイトPPAとは、PPA事業者が住宅や事業所等に自家消費型太陽光発電設備等を自ら設置・所有・維持管理し、太陽光発電の電力を需要家に供給し、需要家から電気料金として支払いを受ける契約のこと。

※2 再生可能エネルギー設備の貸渡しを業とする事業者。ここでいうリース契約は、リース事業者が代わりに設備を購入して需要家に使用させ、需要家から対価を回収する契約であり、契約期間中の解約が原則禁止されているもの。

- 4 交付要件
- ・未使用品（新品）であること
 - ・契約後から工事着手前の期間に申請すること
（補助金交付決定後に工事着手してください）。
 - ・目的を同じくする他の補助金との併用はしないこと

5 補助対象設備

再生可能エネルギー設備の種類		要件
自家消費型 太陽光発電設備	再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項第 1 号の太陽光を利用する同法第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）であって、当該再生可能エネルギー発電設備から得た電力を住宅又は事業所等に供給し、当該住宅又は事業所等において当該電力を消費することを目的に設置するもの。	①地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下、「国実施要領」と言う。）別紙 2 2-ア-(ア) 交付要件の欄の要件を満たすこと。 ②自家消費型太陽光発電設備の発電電力量を計測する機器が設置されること（モニター等）。
蓄電設備	自家消費型太陽光発電設備で発生させた電気を蓄え、必要に応じて住宅又は事業所等の電気機器等に電気を供給する定置型の設備。	国実施要領別紙 2 2-ア-(イ) 交付要件の欄の要件を満たすこと。

6 補助額

次の表に掲げる額で、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。

再生可能エネルギー設備の種類	補助額	上限額
自家消費型 太陽光発電設備	<p><個人> 次のいずれか少ない額</p> <p>① 出力※1キロワット当たり7万円を乗じた額</p> <p>② 補助対象事業に要した実支出額（税抜き）</p> <p>※ 太陽光発電モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力と比較して出力の小さい方の出力(kW)のこと(小数点以下切り捨て)。</p>	56万円
	<p><中小企業者等> 次のいずれか少ない額</p> <p>① 出力1キロワット当たり5万円を乗じた額</p> <p>② 補助対象事業に要した実支出額（税抜き）</p>	500万円

蓄電設備 【注意】 自家消費型太陽 光発電設備とセ ットが条件です (単独補助がで きません)	<個人> 補助対象事業に要した実支出額(税抜き)に 3分の1を乗じた額 【注意】1キロワットアワー当たりの補助対象事業に要した実支出額 が15万5千円を超えるものは補助対象外	41万3,000円
	<中小企業者等> 補助対象事業に要した実支出額(税抜き)に 3分の1を乗じた額 【注意】1キロワットアワー当たりの補助対象事業に要した実支出額 が19万円を超えるものは補助対象外	126万6,000 円

7 申請書類 申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp>

生活・環境→地球温暖化対策→再生可能エネルギー

8 中小企業等の範囲(中小企業基本法 第2条第1項)

業種(日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④以外の業種)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
④ サービス業	5,000万円以下	100人以下

9 「自家消費率報告書」の提出について

この補助金の交付決定を受けて太陽光発電設備を導入した方(事業者含む)は、翌年度から5年度分の自家消費率の報告をお願いします。

$\text{自家消費率} = \frac{\text{自家消費量}}{\text{発電量}}$ *自家消費量は、この補助金で導入した太陽光発電設備で発電した電力のうち設備設置場所で消費した電力です。発電量から売電量を除いた電力でもあります。

10 設備を法定耐用年数経過前に廃棄等を行う場合

この事業で取得した設備を、法定耐用年数経過前に廃棄等を行う場合は、市長の承認が必要です。処分するに至った理由が分かる書類および写真などを添付し、様式第5号「財産処分承認申請書」を提出してください。 法定耐用年数…太陽光発電設備17年/蓄電設備6年

11 “一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金”について

本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」の選定を受け、令和5年度から令和9年度まで実施します。

12 問合せ・申請先

一関市役所 本庁 生活環境課 環境企画係
〒021-8501 一関市竹山町7-2 電話 0191-21-8331
Eメール seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

※各支所市民福祉課の窓口でも申請書類を受付します

